

放課後ルームの入所に関する陳情

1 願意

保護者が病気や介護等の理由により、年度途中に児童を放課後ルームに入所させる必要が生じた場合、単に定員を超えているという理由のみで入所申請を棄却するのではなく、できる限り入所を認めていただくための措置を講じて頂きたい。

2 理由

(1) 実際に陳情者が直面した事例

陳情者は夫婦であり、夫が国家公務員、妻は医師である。子どもが2人おり、長女は小学校1年生、次女は3歳で保育園に通園している。妻は放課後ルームを利用するための「就労」の条件を満たしているが、夫は育児短時間勤務の適用を受けているため条件を満たしていない。よって、令和5年11月に令和6年4月、7月及び8月のみ放課後ルームを利用したい旨を申請し、同年4月に利用することができた。

その後、夫が体調不良により病院から診断書をもらい、「病気・怪我」の条件を満たすこととなったため、同年6月に改めて通年利用したい旨を申請した。しかし、定員を超えているという理由のみで申請は棄却された。長女を放課後ルームに預け、長女が不在の時間を体調回復のための療養に充てようと考えていたが、結果としてそれができなくなってしまった。

(2) 問題の所在

(1)に掲げる事例において、夫は適応障害・うつ症状という精神的な病気であったため、薬を服用しながら辛うじて長女の養育を行うことができた。しかし、交通事故や病気により長期の入院が必要となった場合、子の養育が非常に困難となり、次のイ、ロ及びハに掲げる問題が生じる。

イ 交通事故や長期の入院が必要な場合は、放課後ルーム利用の必要性が極めて高いにもかかわらず、定員を超えているという理由でこれからも年度途中の入所申請が棄却されてしまうこと。

ロ 小学校の長期休み期間中、代替案として船っ子教室を利用しようとしても船っ子教室は午前9時に開室することから、保護者の仕事の出勤に支障が出る。特に1年生の児童は、一人で小学校に行くことが難しいため、保護者が仕事を休むか児童を一人で留守番させるかの選択を強いられる。

ハ 上記ロの更なる代替案として、児童が朝早く保護者と小学校に行き、船っ子教室が開室するまで小学校の敷地内（屋外）で待機することも考えられるが、夏休み期間中は熱中症の危険性が高

く、また防犯の観点からも現実的ではないこと。

3 願意を達成するための具体的な提案

待機児童数を解消することは困難な課題であるため、次善の策として「本当に利用する必要性の高い児童が利用し、利用の必要性の低い児童に待機状態をお願いする。」という考えを重視し具体案を提示したい。

- (1) 放課後ルームを利用している児童の1月あたりの利用日数を調査し、毎月利用日数が少ない児童の保護者に対しては退所するよう行政指導を行う。
- (2) 放課後ルームを利用している児童の保護者に対し、利用条件を満たしているかの審査を定期的に行う。その際、不正に利用している世帯がないか確認するため、勤務先に就労実態を聴取したり、場合によっては無予告で実地調査を行う。
- (3) 点数が低い4月から入所している児童を退所させ、代わりに点数が高いにもかかわらず待機状態となっている児童を入所させる。
- (4) 放課後ルームの管轄は地域子育て支援課であり、市立学校の管轄は教育委員会である。現状、両者の部署間の隔たりが非常に強いため、その隔たりを失くし学校の教室の一部を放課後ルームのために利用するなど柔軟な対応を行う。